

家族の健康 国保から



国保マスコット「健康まもるくん」

みなさんに納めていただく国民健康保険税は、健康で生き生きとした生活を守るための医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるよう、保険税は納期限内に納めましょう。

■保険税の納付方法

国民健康保険税は、市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納期限内に納めてください。

※コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行・郵便局では、バーコードのない納付書や納期限が過ぎているものは納付できません。

平成25年度の国民健康保険税

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
限度額	1世帯の上限額	51万円	14万円	12万円

保険税を納めないあなたや家族が困ります

保険税を滞納し、納付相談などにも応じない場合は、以下のような措置をとります。

- 納期限を過ぎると督促を行います
 - ・本税に対して延滞金を加算します。
 - ・そのほかに財産の差し押さえなどの処分を行う場合があります。

- 納期限から1年を過ぎると・・・
 - ・有効期限の短い保険証を交付します。

- さらに滞納が続くと・・・
 - ・特別な事情がある場合を除き、保険証を返還していただき、代わりに「資格証明書」を交付します。この場合、医療費は全額自己負担となり、後日申請で払い戻しをします。

納付が困難なときは、納期限が過ぎる前に必ず相談を

■納付が困難なときはご相談を

災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なときは、申請により保険税や一部負担金の減免、高額療養費受領委任払い制度などを受けられる場合があります。また、会社の倒産や解雇、雇止めなどで離職したかたには、保険税を軽減する制度が設けられています。お早めにご相談ください。

■催告書発送に伴う納税相談窓口
期間：7月12日（金）～31日（水）
場所：市役所本庁舎 国民健康保険課 1階11番窓口

※相談の際、催告書と印鑑をご持参ください。

■高齢受給者証を送付します

※相談の際、催告書と印鑑をご持参ください。
70～74歳までのかたに8月1日からお使いいただく「高齢受給者証」を7月中旬に送付します。なお、一部負担金の負担割合は、平成25年度市・県民税の課税標準所得に基づいて判定されています。

問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669（納税に関することは☎048-259-7671）FAX048-252-4471

平成25年度の保険料

$$\text{年間保険料 限度額55万円} = \text{均等割額 41,860円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) \times 8.25\%}$$

※保険料の率は埼玉県後期高齢者医療広域連合で決定されます。
※保険料は個人単位で計算されます。

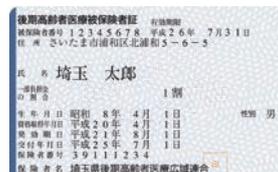
- 年金の受給額が年額18万円未満のかた
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えるかた
- 介護保険料が年金から天引きされていないかた
- 年度途中に加入されたかた
- 普通徴収のかたは、納め忘れない口座振替がおすすです。ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。
- 特別徴収のかたは、口座振替に変更することができます。ご希望のかたはお問い合わせください。

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-258-0670

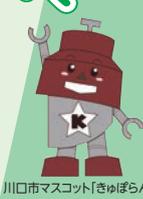
■新しい被保険者証を送付します
被保険者証は毎年8月1日に更新されます。8月1日以降は、7月中旬に簡易書留郵便で送付される被保険者証をお使いください。

■保険料の納付方法

保険料は原則として年金からの天引き（特別徴収）となりますが、次のかたは納付書または口座振替などで、7月から2月までの8期に分けて納めてください（普通徴収）。



後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ



川口市マスコット「きゅぼらん」

東日本大震災で避難されているかたへ

東日本大震災に伴う東京電力福島原発事故の避難指示等対象地域から本市に転入し、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されたかたは、減免を受けられる場合があります。各担当課（室）へご相談ください。